ロ　その雇用する建設労働者（建設労働法第二条第四項に規定する建設労働者をいう。以下この項において同じ。）に対する次のいずれにも該当する教育訓練（以下この項において「対象教育訓練」という。）の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき、その雇用する建設労働者に対象教育訓練を受けさせる中小建設事業主であること。

(1)　教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要な知識、技能若しくは技術の習得又は向上に直接関連するものであること。

(2)　教育訓練が、業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係るものでないこと。

(3)　教育訓練の時間が、合計十時間以上であること。

(4)　教育訓練の指導員が、当該教育訓練の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(5)　教育訓練を受ける建設労働者が、中小建設事業主に当該教育訓練を開始する日の前日から起算して一年以上継続して雇用されている被保険者であること。

ハ　対象教育訓練を受ける建設労働者に対して、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該対象教育訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であること。

ニ　次に掲げる額の合計額

イ　対象教育訓練の運営に要した経費（厚生労働大臣が定める経費に限る。）について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の二の額（一の対象教育訓練について、六十日分を限度とし、その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定める額）

ロ　対象教育訓練を受けさせた建設労働者一人につき、七千円（当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額が七千円未満のときは、当該算定した額）に、当該対象教育訓練を受けさせた日数（一の対象教育訓練について、六十日分を限度とする。）を乗じて得た額

4　建設業離職者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　建設事業を営んでいない事業主であること。

ロ　四十五歳以上六十歳未満の求職者であつて、建設事業に従事していた者として厚生労働大臣が定める者（公共職業訓練等その他の厚生労働大臣が定める職業訓練を受けた者は除く。以下この項において「対象労働者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れる事業主であること。

ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ニ　(1)の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　当該事業所の労働者の離職状況及びロの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　前号ロに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

5　建設業新分野教育訓練助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、建設教育訓練助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金は支給しないものとする。

6　雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、建設教育訓練助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、建設教育訓練助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金は支給しないものとする。

7　建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金又は特例子会社等設立促進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、建設業離職者雇用開発助成金は支給しないものとする。